

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和2年12月1日
事業者の氏名又は名称	阿南運輸有限会社(法人番号1480002012597)(代表者 大西光照)
事業者の所在地	徳島県阿南市中大野町北傍示359-3
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	徳島県阿南市中大野町北傍示422-2
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項、第4項
違反行為の概要	<p>令和2年10月14日及び同年10月21日、労働局と合同で監査を実施したところ、3件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、連続運転時間の限度を超えて乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(2)運転者に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項)</p> <p>(3)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督の記録が確実になされていなかったこと(安全規則第10条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和2年12月1日
事業者の氏名又は名称	有限会社西阿運送(法人番号1480002014817)(代表者 遠藤圭介)
事業者の所在地	徳島県美馬市脇町大字脇町字大堀761-4
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	徳島県美馬市脇町大字脇町字大堀761-4
行政処分等の内容	文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項、第4項
違反行為の概要	<p>令和2年10月28日、労働局と合同で監査を実施したところ、2件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)</p> <p>(2)運行指示書を作成していなかったこと(安全規則第9条の3第1項、第2項、第3項)</p>
当該違反点数(営業所)	0点
違反点数(事業者)	0点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和2年12月18日
事業者の氏名又は名称	有限会社キング・オブ・ジャパン(法人番号5470002010953)(代表者 秋山榮一)
事業者の所在地	香川県綾歌郡綾川町滝宮1128-1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県綾歌郡綾川町滝宮1128-1
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(90日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第1項、第4項、第60条第1項
違反行為の概要	<p>令和元年12月2日、同年12月9日及び令和2年1月14日、適正化実施機関からの情報を端緒として監査を実施したところ、14件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者の健康状態の把握が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)  (2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間及び連続運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(安全規則第3条第4項)  (3)運転者に対する点呼の実施結果の記録が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第5項)  (4)運転者の乗務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条)  (5)運転者の乗務について定められた事項の記録の保存が確実になされていなかったこと(安全規則第8条)  (6)運行記録計による記録が確実になされていなかったこと(安全規則第9条)  (7)運行記録計による記録の保存が確実になされていなかったこと(安全規則第9条)  (8)運行指示書を作成していなかったこと(安全規則第9条の3第1項、第2項、第3項)  (9)運転者台帳の作成が確実になされていなかったこと(安全規則第9条の5第1項)  (10)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(安全規則第10条第1項)  (11)新たに雇い入れた運転者及び高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切だったこと(安全規則第10条第2項)  (12)高齢運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(安全規則第10条第2項)  (13)運行管理者に対して、法令で定められた講習を受講させていなかったこと(安全規則第23条第1項)  (14)事業報告書及び事業実績報告書の提出をしていなかったこと(貨物自動車運送事業法第60条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	9点
違反点数(事業者)	9点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和2年12月21日
事業者の氏名又は名称	有限会社大幸運輸(法人番号4490002011133)(代表者 大谷幸富)
事業者の所在地	高知県高岡郡津野町芳生野甲41-3
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	高知県高岡郡津野町芳生野甲41-3
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第9条第1項
違反行為の概要	<p>令和元年12月16日、貨物自動車運送事業に関する監査方針に基づき監査を実施したところ、3件の違反が確認された。</p> <p>(1)営業所の位置(運輸局長指定区域外)について認可を受けていなかったこと(貨物自動車運送事業法施行規則(以下「施行規則」)第2条第1項第2号)</p> <p>(2)自動車車庫の位置及び収容能力に係る事業計画変更認可を受けていなかったこと(施行規則第2条第1項第4号)</p> <p>(3)乗務員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力について認可を受けていなかったこと(施行規則第2条第1項第5号)</p>
当該違反点数(営業所)	3点
違反点数(事業者)	3点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。